

2017年10月5日

環境大臣 中川 雅治 殿

グリーン購入ネットワーク
会長 平尾 雅彦

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に関する要望書

国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）における目標12「持続可能な消費生産形態の確立」に向けて取り組みを強化すると共に、パリ協定で求められる温室効果ガス排出量の削減を達成するために、グリーン購入法における以下の取り組みの強化を要望します。

1. グリーン購入法における地方公共団体及び地方独立行政法人の位置づけを、国及び独立行政法人等と同じく「義務」とすることを要望致します。

- ・国及び独立行政法人等と同じく、地方公共団体及び地方独立行政法人における調達方針の策定や調達方針に沿った調達、調達実績の把握及び調達実績の公表の義務化を要望致します。
- ・地方公共団体の責務として、当該区域の事業者及び住民のグリーン購入推進に向けた普及促進の強化を位置付けることを要望致します。

（補足説明）

地方公共団体及び地方独立行政法人は、グリーン購入法において、調達方針の策定や調達方針に沿った調達が「努力義務」とされています。第二次循環型社会形成推進基本計画では、平成27年までに「全ての地方公共団体が組織的に取り組む」ことを目標として掲げられていました。「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（環境省）」によると、平成25年度の組織的取組率82.5%をピークに、平成26年度69.0%、平成27年度68.4%、平成28年度67.3%と組織的取組率が低下しています。組織的取組率の低下は、組織規模の小さい町村で顕著で、平成25年度の組織的取組率72%（町村）は、平成28年度と同調査では50.9%まで低下しています。また、平成28年度と同調査結果によると、組織的に取り組む分野数は平均で約7分野、8割以上調達している商品分野数は平均で約2.3分野となっており、国及び独立行政法人等の調達実績と比較すると、大きな差があります。

地方公共団体及び地方独立行政法人は、その地域において大口の消費者であり、その地域の経済活動に大きな影響を与えます。地方公共団体及び地方独立行政法人が自ら幅広い分野でグリーン購入に取り組むとともに、当該区域の事業者及び住民に対しグリーン購入の普及促進に取り組むことは、環境物品等への需要の転換を促進するグリーン購入法の目的にも合致するものであります。

また、地方公共団体が、事業者及び地域住民にグリーン購入の推進に向けた普及促進を行うことは、貴省が地球温暖化防止のための国民運動として掲げる「COOL CHOICE」にもつながるもので、地球温暖化対策の一環としても重要です。

2. グリーン購入法における事業者の位置づけを「努力義務」とすることを要望致します。

- ・地方公共団体及び地方独立行政法人と同じく、事業者における調達方針の策定や調達方針に沿った調達、調達実績の把握及び調達実績の公表について、一般的責務から「努力義務」へ強化することを要望致します。

(補足説明)

事業者は、グリーン購入法において、グリーン購入の取り組みが「一般的責務」と位置付けられています。貴省が実施されている「環境にやさしい企業行動調査」では、平成 25 年度までは上場企業の取り組み状況は向上しているものの、平成 26 年度の調査結果では下降しています。また、未上場企業は平成 25 年度以降、取り組み率が下降しており、平成 26 年度の調査では、上場企業の約 25%、未上場企業の約半数がグリーン購入に取り組んでいない状況となっています。

事業者は、国や地方公共団体と同じく、大口の消費者であり、積極的にグリーン購入に取り組むことにより、環境配慮型製品・サービスの製造販売を加速させることにつながり、環境物品等への需要の転換を促進するグリーン購入法の目的にも合致するものであります。

3. 特定調達品目及びその判断の基準について、以下の項目を要望致します。

- ・国及び独立行政法人等による調達の有無に拘らず、各品目における環境配慮型製品・サービスの製造販売を加速させる観点からも、より広範な物品等を対象に加えることを要望致します。
- ・温室効果ガス排出量の削減のために、より低炭素な製品・サービスの技術開発と製造・販売が促されるような先駆的な基準への引き上げを要望致します。
- ・製品やサービスの環境配慮度の向上を促すために、配慮事項で定められている事項を数年後に判断の基準へ引き上げることを要望致します。
- ・異動等により新年度から業務を担う調達担当者でも容易に理解できるように、判断の基準及び配慮事項の表現を分かりやすくすることを要望致します。

(補足説明)

現在の特定調達品目は、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類とされているため、環境負荷の少ない物品等であっても、国及び独立行政法人等による調達がない、又は、極めて少ないものは特定調達品目となっていません。グリーン購入法では、地方公共団体や事業者等においてもその取り組みが位置付けられていることから、地方公共団体や事業者等が購入する物品等（画用紙や教科書の印刷、体操服等）についても特定調達品目として位置付け、地方公共団体や事業者等のグリーン購入の取り組みを促すことが重要です。

4. 調達者が適切にグリーン購入を実施できるようにするために、以下の項目を要望いたします。

- ・調達担当者に、環境ラベルや弊会が運営する「エコ商品ねっと」、事業者からの情報等を活用し、判断の基準を満たしていることを適切に確認することを求めるよう、要望致します。
- ・グリーン購入を実践するための仕様書の書き方、納入時に判断の基準を満たしていることを適切に確認する手順や調達実績の集計時の留意点等を具体的に示し、新任の調達担当者でも負担なく取り組むことができる情報提供と継続的な普及啓発、運用状況の定期的な検証を実施するよう、要望致します。

(補足説明)

本年7月4日に総務省より公表された「森林の管理・利用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によれば、グリーン購入法の木材製品の合法性の確認について製造事業者等や調達者において十分でない状況がみられると指摘され、是正が求められています。グリーン購入法の判断の基準への適合の確認は、グリーン購入法の効果や信頼性に関わる重要な問題です。今回の事例に止まらず広くグリーン購入法の適合の確認を徹底すべきと考えます。

また、グリーン購入法の基本方針及び特定調達品目の判断の基準は毎年見直されることや調達担当者も人事異動等で交代が考えられます。新任の調達担当者でも負担なく対応できるよう、グリーン購入法の適切な実施方法に関する情報の提供や普及啓発、運用状況の検証を継続的に実施することが是非必要と考えます。

(連絡先) グリーン購入ネットワーク (GPN) 事務局長 深津学治
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9階
TEL : 03-5642-2030 / FAX : 03-5642-2077 ホームページ : <http://www.gpn.jp/>